

2015年10月 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市労働組合総連合  
執行委員長 実森 之生

## 2015年度賃金確定市労組連要求(案)

1. 地域経済の振興・消費不況の克服・生活改善のために、賃金カットを中止すること。また、生活改善につながる基本賃金の改定と一時金の引上げを行うこと。
2. 非正規職員の労働条件を抜本的に改め、均等待遇を実現すること。
3. 生計費を重視し、結婚できる賃金保障のため青年層の賃金改善を行うこと。
4. 公務の「公平性・中立性・安定性・継続性」の確保を歪める「能力・成果主義」賃金や「人事評価制度」「相對評価」の結果と「給与制度」のリンクを止めること。
5. 給料表の改善を行うこと
  - (1)大阪市内に働くすべての労働者の基本賃金を月額10,000円以上引き上げること。
  - (2)号給を追加し、昇給間差額1,500円を保障すること。
  - (3)幼稚園教員・保育士の給料表を廃止すること。幼稚園教員は小学校・中学校給料表を、保育士は行政職給料表を適用すること。また、職務の専門性及び他都市の水準を考慮し抜本的に改善すること。
6. 諸手当の改善をはかること
  - (1)住居手当は、支給額、支給基準を改善すること。
  - (2)扶養手当について、引き上げをはかること。また、扶養認定の所得限度額の改善をはかること。さらに、配偶者の父母が同居している場合も、扶養手当の支給対象とすること。
  - (3)通勤手当はアルバイト等臨時職員を含め全額実費支給とすること。また、経路認定にあたり時間的・精神的な負担を考慮し改善すること。さらに、交通用具を利用する場合の認定基準を改善するとともに、省エネの観点から希望する職員の自転車通勤を認め、交通用具利用者(駐輪場代を含む)に対する手当を改善すること。
  - (4)初任給調整手当(医師)を改善すること。また、保育士に支給すること。
  - (5)夜勤手当(現行を100分の50に)、超勤手当(現行を100分の150に)、深夜超勤手当(現行を100分の200に)の支給率の改善をはかるとともに、超勤手当の算定基礎に住居手当を算入すること。また、休日出勤については代休取得とともに超勤手当の割増分(100分の35)の支給も行うこと。
  - (6)宿日直手当を改善すること。
  - (7)退職手当を引上げること。
7. 格付・昇格・昇給基準の改善をはかること
  - (1)臨時期間を含む前歴の格付通算など格付基準の改善をはかること。
  - (2)行政職給料表5級までの昇格制度の抜本的改善をめざし、だれもが行政職4級・技能労務職3級へ昇格できる制度を確立すること。特に行政職3級への昇格基準の改善をはかり、すでに昇格からもれた職員への実損の回復をはかること。
  - (3)保育士の2級への昇格基準を改善すること。
  - (4)技能労務職2級への選考基準を改善すること。

- (5)休職者などの昇格基準の改善と昇給延伸の復元措置を行うこと。
- (6)技能職員から事務職員等への任用替は、当局の都合による流動化であることを踏まえ格付基準を改善すること。
- 8．一時金については、期末手当一本として引き上げること。また、住居手当などを算入し基準給与月額を改善すること。さらに、職務段階別加算制度はこれを撤廃し一律増額をはかるとともに、格差解消にむけての具体的措置を講ずること。勤勉手当の成績率については撤廃し一律増額をはかるとともに、
- 9．年金制度の改悪にともなう生活保障のため、高齢者の雇用制度の充実・改善をはかるとともに、再任用職員の処遇について一時金支給率を正規職員と同様にするとともに、フルタイム職員の賃金を改善すること。さらに、定年まで働き続けられる職場環境を整えること。
- 10．1日7時間、週35時間労働を労使合意によって実現すること。同時に、拘束時間の延長なしに休憩時間を1時間とすること。また、「ノー残業デー」の実施をはじめとし「1日2時間以内・週5時間以内・月20時間以内・年間120時間以内」の時間外労働の規制を労使合意によって実現するとともに、交替制勤務について改善をはかるとともに、
- 11．使用者の労働時間の管理責任、時間外労働の本人確認・労働組合の閲覧権を保障した厚生労働省労働基準局長通達の徹底により、サービス残業・不払い労働を解消し、休憩時間を確保すること。
- 12．使用者として、年休の計画的取得を行うための取組を進め、年休取得を阻害する調査を行わないこと。
- 13.次世代育成支援対策について、特定事業主として安心して子どもを生み育てられる労働環境を保障するため、代替要員の配置を前提として待遇改善を抜本的に行うこと。
- 14．休職、休業、休暇制度などの改善を行うこと。
- (1)メンタルヘルス対策の強化・充実とともに、病気休暇・休職後の職場復職が円滑にすすむよう「病気休職者の復職支援」の制度を改善すること。また、年次有給休暇・特別休暇を取得しやすい職場環境を整えること。
- (2)介護休暇・看護欠勤制度は取得条件・有給保障など改善をはかるとともに、代替要員を制度化すること。
- (3)病気休暇の当初三日間の有給化を行うこと。
- (4)ボランティア休暇の復活、結婚休暇の改善、各種休暇の取得単位を改善すること。また、人工透析にかかる職務免除を改善すること。
- 15．職場におけるパワーハラスメント根絶にむけ、「パワーハラスメント防止指針」にもとづき実効あるとりくみを行うことや第三者による相談窓口の開設など必要な施策を早急に講ずること。また、「服務規律」「成績主義」の強化、「分限処分」を前提とする指導強化によって発生するパワーハラスメントを防止するとともに、是正すること。
- 16．職員の元気回復・福利厚生のための事業は、民間企業・他都市の実態を調査し、安心して働き続けられる制度保障を行うこと。
- (1)正規・臨時・非常勤職員を含めた制度として改善すること。
- (2)互助会への雇用者負担を行うこと。
- (3)労働安全衛生法を順守し、仕事による強いストレスや過重な仕事による精神疾患、脳・心臓疾患等に罹患することを防止する取り組みを積極的に行うなど、職員の健康を確保すること。
- 17．大阪市に働く非正規職員(任期付職員、非常勤嘱託職員、パート、アルバイトなど)の労働条件について、均等待遇をすすめる立場から正規職員と同等程度に改善するとともに、正規職員への任用替えをすすめること。最低賃金について、「最低賃金協定」を締結し、月額180,000円以上、日額9,000円以上、時間額1,200円以上の最低保障を確立すること。あわせて、一時金、退職金や休暇等の労働条件を整備すること。